

## 2 茨城県立下妻特別支援学校同窓会規約

- [名称] 第1条 本会は下妻特別支援学校同窓会と称し、事務局を県立下妻特別支援学校内におく。
- [目的] 第2条 本会は会員の親睦を図り、情報を交換しあうことを目的とする。
- [会員] 第3条 本会は県立下妻特別支援学校の小学部・中学部・高等部の卒業、または在籍をもって会員とする。
- [事業] 第4条 本会は次の事業を行う。  
1) 総会は隔年実施とし、時期、会場はその都度決定する。  
2) その他、本会の目的を達するために必要なこと。
- [役員] 第5条 本会に次の役員を置く。  
会長 1名  
副会長 若干名  
会計・監査・相談役 若干名
- [職務] 第6条 本会の役員は次の職務を行う。  
1) 会長は本会を代表する。  
2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。  
3) 会計は会の経理に当たる。  
4) 監査は会計の監査をする。
- [役員を選出と任期] 第7条 会長は会員の互選により総会でこれを決定する。  
その他の役員は会長がこれを委託する。
- 第8条 役員は任期は2年とする、ただし留任を妨げない。
- [経費] 第9条 本会の経費は自己負担金及び寄付金、その他をもってこれにあてる。
- [会則の変更] 第10条 本会則の変更は総会において行う。
- [会計年度] 第11条 本会の会計年度は総会開催時に始まり、次回開催時までとする。

付則 昭和54年5月15日同窓会設立総会

- 1) 本会則は昭和60年8月14日より実施する。  
(平成4年8月16日役員定数一部改定)  
(平成10年8月23日役員定数一部慶弔規定一部改定)  
(平成14年8月17日役員定数一部慶弔規定一部改定)  
(平成16年8月28日慶弔規定一部改定)  
(平成22年8月21日役員定数一部改定)  
(平成24年8月26日同窓会名称改定)  
(平成28年8月27日経費一部改定慶弔規定削除)  
(令和3年1月26日経費一部改定 会費削除)  
(令和8年2月10日幹事・広報に関する条項の削除・会員規定改訂)
- 2) この会に顧問をおくことができる。ただし顧問は会員の保護者ならびに、本校の職員であること。
- 3) 事務局の仕事は、会長、顧問があたる。